

汚染拡散防止措置完了届出書から見る汚染拡散防止措置の内容

跡地利用	件数	掘削除去	原位置浄化	不溶化	覆土	その他
住宅	60	55	3	4	7	0
学校	6	6	0	0	1	0
道路	10	10	0	1	2	2
事務所	5	5	0	0	1	0
商業	6	6	0	0	5	1
工場	10	8	1	0	1	0
再開発など	11	11	1	0	1	0
公園	4	4	0	0	1	0
その他	46	41	4	3	7	2
TOTAL	158	146	9	8	26	5

平成15年4月1日から平成18年3月31日までの区部における条例第117条の届出数
措置の内容については複数の汚染処理方法の場合がある。

再開発などには、市街地再開発事業や土地区画整理事業などが含まれる。

跡地利用のその他には、病院、更地化、土壤汚染除去工事などが含まれる。

汚染拡散防止措置完了届出書から見た住宅として土地利用される場合の掘削除去以外の対策方法の詳細

方法	番号	届出者	汚染物質
原位置浄化	1	公共機関	第一種有害物質
	2	民間	第二種有害物質(含有)
	3	民間	第二種有害物質(溶出・含有)
掘削除去 + 不溶化 + 覆土	4	公共機関	第二種有害物質(溶出・含有)
	5	公共機関	第二種有害物質(溶出・含有)
	6	民間	第二種有害物質(溶出・含有)
掘削除去 + 不溶化	7	公共機関	第二種有害物質(溶出)
掘削除去 + 覆土	8	公共機関	第二種有害物質(溶出・含有)
	9	民間	第二種有害物質(含有)
	10	民間	第二種有害物質(溶出・含有)
覆土	11	公共機関	第二種有害物質(含有)